

生活困窮者支援民間団体活動助成事業費補助金交付要綱

(目的)

- 1 生活困窮者支援民間団体活動助成事業費補助金（以下「補助金」という。）は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの高まりによって事業量が増加した、地域の生活困窮者支援に取り組む NPO 法人や社会福祉法人等の民間団体を支援することを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

(補助事業者)

- 2 この補助金の対象者は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、道内に活動拠点をもつ社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の民間団体のうち、次の各号の要件を全て満たすものとする。
 - (1) コロナ禍における物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの高まりによる事業量の増加が認められること。
 - (2) 各総合振興局又は振興局が委託する自立相談支援機関と連携が図られている、若しくは今後、連携する予定となっていること。
 - (3) 生活困窮者支援プラットフォームにおいて、地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体による支援を行うことが必要であると認められること。

(補助対象経費)

- 3 この補助金の対象経費は、別表の補助対象経費欄に掲げる経費とする。

(補助金交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助の交付申請)

- 5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 3 条に基づき行う告示の定めにより、補助金等交付申請書（保福第 1 号様式（平成 10 年度北海道告示第 500 号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。）に次に掲げる関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書（保福第 1 の 2 号様式）
 - (2) 補助金等交付申請額算出調書（保福第 1 の 16 号様式）
 - (3) 経費の配分調書（保福第 1 の 18 号様式）
 - (4) 事業予算書（保福第 1 の 20 号様式）
 - (5) 資金収支計画書（保福第 1 の 32 号様式）
 - (6) その他別に指示する書類

(交付の条件)

- 6 知事は、補助事業者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式設定について（昭和 47 年 9 月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達）」第 1 号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。
 - (1) 規則、本補助金交付要綱及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
 - (2) 補助事業の経費の配分を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金

- の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りではない。
- (3) 補助事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の事項のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- ア 当該変更に伴う補助事業費の増減額が、変更前の補助事業費の額の10分の1を超えないとき。
- イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、あらかじめ知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (7) (6)の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (11) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (12) (11)の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及び、これに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (13) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (14) 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (15) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (16) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年度6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

- (17) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (18) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また、同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
 - オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (19) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (20) 補助金の返還を命じられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (21) 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (22) この事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (23) 間接補助金等に係る場合にあつては、補助事業者が補助金等の交付の決定の際に付された条件と同一の条件を間接補助金等の交付の決定の際に付すべきこと。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとする。なお、この場合において、「知事」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとする。
- (24) 間接補助金等に係る場合にあつては、補助事業者が補助金等の概算払を受けたときは、遅滞なく間接補助金等の支払をすべきこと。
- (25) 間接補助事業等の場合は、(15)及び(16)を次のように変更して記載すること。
 - ア 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(補助金の交付決定内容等の変更)

- 7 5により交付申請した事業者等は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)に5の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(補助金の概算払)

- 8 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書(保福第1の26号様式)に最新の資金収支計画書を付して知事に提出しなければならない。

(概算払の決定等)

- 9 8の申請に基づき、知事は、必要があると認める場合においては、交付対象事業の遂行に必要な資金を概算払することができるものとする。

(実績報告)

- 10 5により交付申請した事業者等は、規則第14条の規定により、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(保福第1の2号様式)
- (2) 補助金等精算書(保福第1の30号様式)
- (3) 事業精算書(保福第1の31号様式)
- (4) その他別に指示する書類

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)12月13日に施行し、令和4年(2022年)7月1日から適用する。
この要綱は、令和5年(2023年)9月11日に施行し、令和5年(2023年)7月14日から適用する。